

## 「税のよもやま話」

税理士

権藤 隆彦

初夏の訪れが感じられる今頃ですが、皆様ががお過ごしですか。いよいよビールの季節到来ですね。

実はこの原稿は、確定申告期の最中に書いていますので、お酒の話は横に置き、時節に合わせ「所得税の創設」について私見を含めお話を進めたいと思います。

「ゼーアツプ vol. 68・69」で解説されてきましたマイナンバーも、本年度から確定申告書に記入し、かつ本人の確認書類の添付をすることとなり、過年の扶養控除、29年度税制改正（昨年12月22日閣議決定）による配偶者控除・配偶者特別控除の見直しと、昨今の改正が生活に近い分税に対する関心も高まっていると思います。

さて、所得税は18世紀末イギリスで始まりました。従来から新税は戦費調達のためでしたが、この税もやはりナポレオン戦争の経費を賄うためで

た。が実は、この新税の制度は画期的と言われています。当時の宰相ビットは、それまでの間接税であった関税・消費税・査定税を、収入の面から課税する直接税方式としたのです。残念ながらこの税制も、二七九八年、前年の「査定税」を基準とし、「3倍税」に改正したため、わずか6ヶ月で廃止されてしまいました。

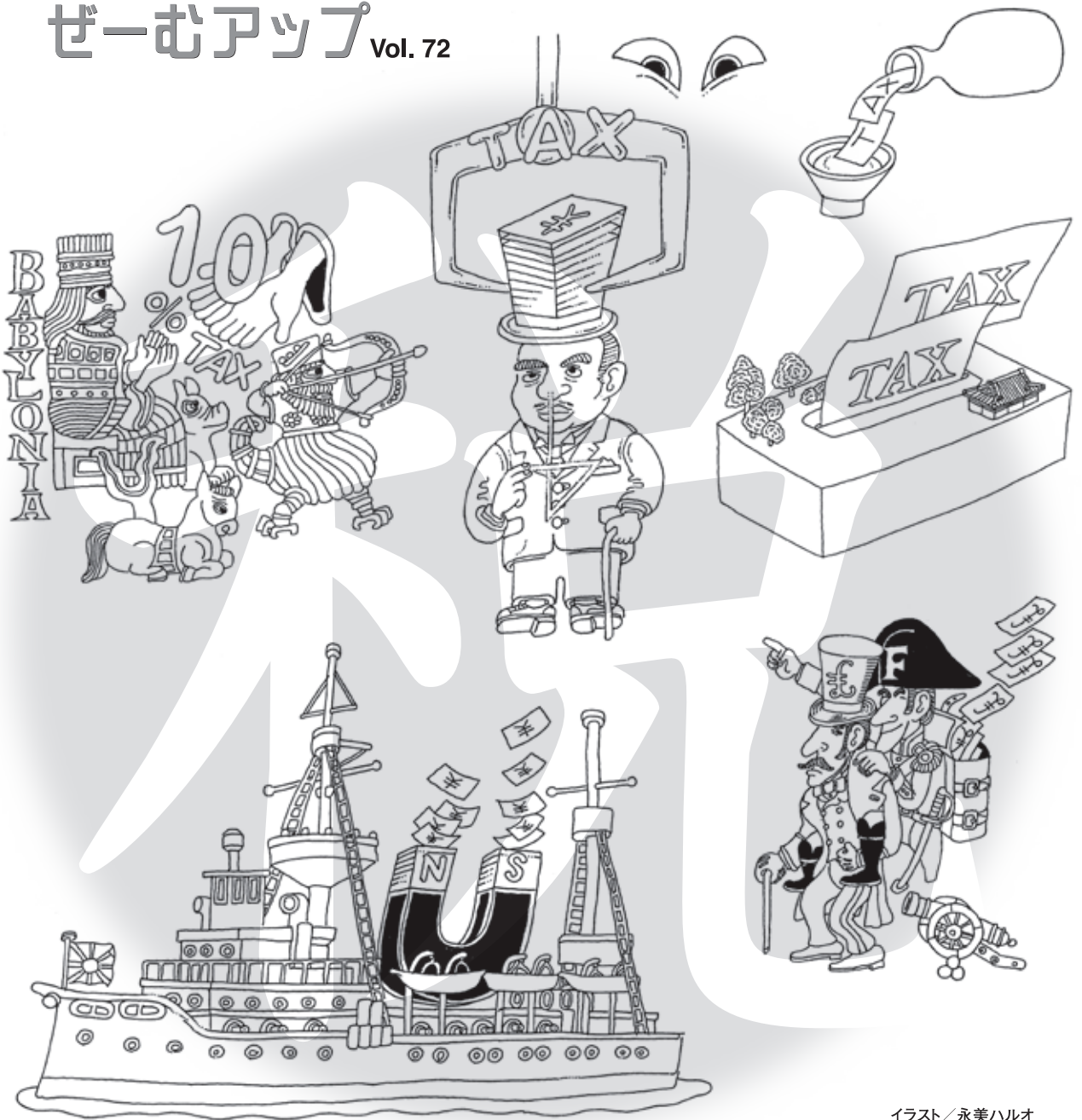
その原因は、あまりにも脱税が多かったためとされています。「3倍税」という文字からも重税を感じますね。このため翌年の一七九九年に総所得（家族の合算）に10%の比例税率を課すという斬新的な税制を制定しました。問題は、その総所得については申告する義務を付加したため「個人の秘密の侵害」との非難が集中し、一八〇二年までも廃止されました（3年間の施行でしたが、現在の申告制度からみれば理解に苦しみますね）。翌年にはフランス戦争の再開のため新しい税制が制定され、一八一五年の戦争終結まで続きました。その後27年

間は、所得税の空白期に入りました。しかしながら一八四二年、財政のひっ迫を解消するため「3年限り」の臨時税として復活、平時に採用されたためでしょうか12年続き、一八五四年グラッドストーン蔵相が所得税を恒久化し、現在の基礎となりました。空白の時代があったとは言え、既に200年を超える歴史があるのです。

我が国の所得税は、明治20（一八八七）年3月に公布、同年7月から施行されます。この税の制定目的は、戦争に備え軍艦を建造する原資、北海道物産税を軽減するという公約を履行するための原資、しかしそれ以上に大義名分がありました。当時の税収は地租と酒造税が大半を占めていましたが、その納税者は農民と一般大衆でしたので、金持ち、いわゆる「資産家」にくらべると租税の不公平感が漂っていました。これを緩和し、富の分配を図り、課税の公平を期すという、個人的には近代的な思

考だと思えます。なにより戦費調達ではないですね。一方では「名譽税」とも呼ばれています。この税制のなかで注目したいのは、納税額は納税者の直接選挙で選ばれた委員が所得調査委員会を構成しそこで決定していたことです。たぶん民意を反映させるという意図からでしょう。課税最低限は三〇〇円でした。納税者数は全国で約12万人（総人口の0.3%）、所得3万円以上に適用された最高税率3%の納税者は、なんと60人程度と記録されています。「名譽税」……そうなんです。もちろん反対意見もあり、「朝野新聞」は「到底此法の実際挙行するを望む可らざるなり」と論評しています。

因みに所得税はイギリスから（……）、イタリア、4番目が日本です（2番目の国は最後に）。アメリカは一八六二年、南北戦争時に創設、しかし人頭税であるため憲法違反に触れ翌年に廃止。イギリスでは総所得の10%の税率と



イラスト／永美ハルオ

述べましたが、この10%は古代バビロニアなどで「戦勝品の10%を神々に捧げる」とあるのが発祥とされ、その後「教会税」に変身したとあります。

¥ ¥ ¥ ¥

最後に、納税に関しあるエピソードを紹介し、皆様が少しでも税に対し関心を寄せられることを期待し、筆を置きます。

明治から昭和にかけてキリスト教育家・思想家として有名な内村鑑三の日記に、税務職員とのやりとりを書いています。

内村が税務署で「キリスト教の伝道をしているが俸給はない」と答えると（たぶん税務職員は相談の途中で収入源を尋ねたのでしょう）、職員から「それでは課税出来ない」と言われ、「自分のように納税の義務を果たすことを教える者が、免税となるのは心苦しい。少しでも納めたい」さらに「税は国家の保護を受けるその謝礼と思えば、これを払うことはつらくない」と。

¥ ¥ ¥ ¥

（文面は福岡国税局管内納税貯蓄連合会が発行した「税のプロムナード」から引用しています。）

（2番目の国は「スイス」）

¥ ¥ ¥ ¥

皆様方が健康に留意され、ご活躍されることを願っています。